

福祉情報

はり、きゅう、マッサージ 割引券の交付と切替え

満65歳以上の方に、はり、きゅう、マッサージの割引券を交付します。（昨年交付を受けている方は残券をお持ちの上、お切り替えてください。）

申請には、健康保険証等身分が分かるものが必要です。

マッサージ券が利用できる有資格者等の指定事業所は、高瀬治療院（宮本町）、宮浦鍼灸院（港町）、長谷治療院（入船西町）、麻生はり治療院（上宮本町）、松下治療院（大字千怒）、シバタあん摩マッサージ指圧治療院（宮本町）、かんぼう鍼灸マッサージ院（中央町）、さとみ鍼灸マッサージ院（山屋町）、城東鍼灸整骨院（高洲町）となっています。

▼ 手続場所

長寿支援課・各出張所

▼ 問い合わせ先

長寿支援課 ☎ 82・9533

心身障がい者 タクシー割引券の交付

▼ 令和4年4月1日から
令和5年3月31日までのタクシー割引券を交付します。
※申請には手帳が必要です。

▼ 対象者

① 身体障害者手帳をお持ちで、次の等級の方

○ 視覚障がい 1、2級

○ 下肢・体幹機能障がい 1、2級

○ 内部障がい 1級

② 療育手帳（A）をお持ちの方

③ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

④ 肢体不自由の下肢障害3級又は体幹機能障害3級を所持し、かつ、総合等級1級、又は2級の方。ただし、自動車税、又は軽自動車税の減免を受けていない方

▼ 手続場所

社会福祉課・各出張所

▼ 問い合わせ先

社会福祉課 障がい支援班

☎ 82・9519

コミュニケーション支援事業

手話通訳者設置事業

手話通訳者を社会福祉課に設置し、市役所内での各種手続き等の支援を行います。

▼ 4月の設置日

4日（月）・11日（月）・18日（月）・25日（月）

▼ 時間 8時30分～12時
13時～16時30分

手話通訳者・

要約筆記者派遣事業

日常生活における意思疎通を円滑に行うことができるように手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行います。

※派遣日・派遣場所は、事前にご連絡ください。

※利用者負担はありません。

手話講習会（入門・基礎課程）

聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙および手話表現技術を習得することを目的とします。

「心の病」家族相談の開催

▼ 日時 4月16日（土）

▼ 対象者 家族が心の病やひきこもりをしていて悩んでいる保護者の方々

▼ 開催場所 ユニーク

▼ 参加費 無料

▼ 問い合わせ先

白津あけぼの会 神田

☎ 77・4118



困る・心配ないや お気軽にご相談！

生活のことなどお困りごとはありませんか？相談員にお気軽にご相談ください。

▼ 日時 4月27日（水）

13時30分～15時30分

▼ 場所 市役所会議棟会議室
（ハローワーク隣）

心の健康相談

▼ 内容 精神保健・福祉・医療に関する相談（心の相談、精神疾患の医療・日常生活・社会復帰に関する事、認知症、アルコール・薬物依存、ひきこもり、思春期問題等に関する事）

▼ 相談日 4月28日（木）

▼ 相談担当者 専門医

▼ 相談場所 中部保健所

※要予約。面接相談です。

予約は前日の午前中までお願い致します。

▼ 問い合わせ先

中部保健所 ☎ 62・9171

▼ 問い合わせ先

社会福祉課 生活支援班
☎ 82・9547

各種手続額について

令和4年4月分から次の手当の金額が改定されます。

▼ 児童扶養手当

○ 全額受給の方 43,070円

○ 一部受給の方 10,160円

▼ 特別児童扶養手当

○ 1級の場合 52,400円

○ 2級の場合 34,900円

▼ 障害児福祉手当

14,850円

▼ 特別障害者手当

27,300円

▼ 福祉手当（経過措置分）

14,850円

▼ 問い合わせ先
社会福祉課 ☎ 82・9519

